



# 長野県報

3月29日(月)  
平成16年  
(2004年)  
第1545号

## 目次

### 条 例

長野県職員定数条例の一部を改正する条例(行政システム改革チーム).....	6
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政システム改革チーム).....	6
単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例(人事活性化チーム).....	6
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事活性化チーム).....	7
長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(人事活性化チーム).....	14
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(廃棄物対策課).....	15
長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例(厚生課).....	16
長野県婦人相談所条例の一部を改正する条例(青少年家庭課).....	16
長野県衛生公害研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例(医務課).....	16
長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例(医務課).....	17
長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例(医務課).....	17
長野県看護大学条例の一部を改正する条例(医務課).....	18
長野県立病院条例の一部を改正する条例(医務課県立病院室).....	18
長野県総合健康センター条例を廃止する条例(保健予防課).....	18
食品衛生に関する条例等の一部を改正する条例(食品環境水道課).....	18
長野県乗鞍レクリエーションセンター条例を廃止する条例(産業振興課).....	19
長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例(産業技術課).....	19
技術専門学校条例の一部を改正する条例(産業活性化・雇用創出推進局).....	19
長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例(産業活性化・雇用創出推進局).....	19
長野県農業大学校条例の一部を改正する条例(農業技術課).....	20
長野県林業大学校条例の一部を改正する条例(林政課).....	20
風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(都市計画課).....	20
都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(建築管理課).....	21
長野県収入証紙条例の一部を改正する条例(会計課).....	23
長野県ガス供給条例の一部を改正する条例(ガス課).....	23
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(高校教育課).....	24
義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(高校教育課).....	31
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(警務課).....	31
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(警務課).....	31

### 規 則

長野県短期大学学則の一部を改正する規則(文書学事課).....	35
勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則(労政課).....	42
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(廃棄物対策課).....	42
長野県看護専門学校管理規則の一部を改正する規則(医務課).....	42
長野県看護大学学則の一部を改正する規則(医務課).....	43
長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則(医務課).....	43
長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則(医務課).....	43
長野県立病院管理規則の一部を改正する規則(医務課県立病院室).....	44
長野県総合健康センター管理規則を廃止する規則(保健予防課).....	44
長野県乗鞍レクリエーションセンター規則を廃止する規則(産業振興課).....	45
長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則(産業技術課).....	45
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課).....	46
財務規則の一部を改正する規則(会計課).....	47

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程(企業局総務課) .....	66
長野県ガス供給条例施行規程の一部を改正する管理規程(ガス課) .....	70
職員の給料の切替え等に関する規則(人事委員会事務局) .....	71
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	72
給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	76
特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	78
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局) .....	79
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警務課) .....	80

## 告 示

平成16年3月23日成立した平成15年度補正予算の要領(財政改革チーム) .....	81
平成16年3月23日成立した平成16年度予算の要領(財政改革チーム) .....	85
平成50年長野県告示第97号(騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準等指定)の一部改正(公害課) .....	90
昭和50年長野県告示第114号(悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定)の一部改正(公害課) .....	92
平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る 環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正(公害課) .....	92
救急病院等を定める省令に基づく申出の撤回(医務課) .....	94
中小企業融資規程(昭和52年長野県告示第176号)の一部改正(産業振興課) .....	94
昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部改正(農政課) .....	95
土地改良事業等補助金交付要綱(昭和41年長野県告示第591号)の一部改正(土地改良課) .....	96
同和地区林業振興事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第440号)の廃止(林業振興課) .....	101
保安林の指定(2件)(森林保全課) .....	101
保安林の指定の解除(3件)(森林保全課) .....	102
保安林予定森林(森林保全課) .....	102
公共測量の終了(監理課) .....	103
都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課) .....	103
都市計画事業の事業計画の変更認可(3件)(都市計画課) .....	103
道路の区域変更(3件)(道路維持課) .....	104
道路の供用開始(3件)(道路維持課) .....	106
長野県ガス供給条例施行規程実施要綱(昭和50年長野県公営企業告示第7号)の一部改正(ガス課) .....	107
文化財保護条例に基づく長野県宝及び長野県無形民俗文化財の指定(文化財・生涯学習課) .....	108

## 公 告

一般競争入札(管財課) .....	109
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) .....	109
県営土地改良事業の工事の完了(2件)(土地改良課) .....	110
農地保有合理化事業の実施に関する規程の承認(農村整備課) .....	110
農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止の承認(農村整備課) .....	110
都市計画事業の事業計画の変更認可(6件)(都市計画課) .....	110
開発行為に関する工事の完了(建築管理課) .....	111
土地改良区の役員の就任及び退任(2件)(土地改良課) .....	112
土地改良区の清算人の就任(土地改良課) .....	112
長野県短期大学助手採用のための選考(文書学事課) .....	112
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道課) .....	113
監査結果の公表(監査委員事務局) .....	113

## 正 誤

正誤(財政改革チーム) .....	126
-------------------	-----

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇長野県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第1号)

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業職員の代替職員の任用を原則として任期付採用によることとしたため、育児休業職員を職員の定数外とするほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

## ◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第2号)

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲等の許可について、サルに係る特定鳥獣保護管理計画が定められたことに伴う規定の整備を行うほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

## ◇単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例(条例第3号)

- 1 地方公営企業労働関係法の一部改正に伴い、次の条例の中で引用している法律の名称及び条項について所要の改正を行いました。
  - (1) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例
  - (2) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
  - (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
  - (4) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

## ◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表、扶養手当、初任給調整手当及び通勤手当について次のとおり改正するほか、所要の改正を行いました。
  - (1) 給料表  
全給料表の全給料月額を引き下げました。
  - (2) 扶養手当  
配偶者に係る支給月額を引き下げました。
  - (3) 初任給調整手当  
医師免許又は歯科医師免許を必要とする職にある者に対する支給月額を引き下げました。
  - (4) 通勤手当  
交通機関等利用者に係る通勤手当を6月を超えない期間を単位として一括して支給することとしました。
- 2 地球温暖化防止のため、自動車通勤から自転車又はバイク通勤への転換を図るよう、自転車又はバイクを利用して通勤する者に対する通勤手当の額を増額し、自動車を使用して通勤する者に対する通勤手当の額を減額しました。
- 3 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

## ◇長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第5号)

- 1 国立大学法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴い、国立大学法人及び地方独立行政法人との人事交流に際し、その在職期間を県の職員としての勤続期間に通算できるよう規定の整備を行うほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

## ◇長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 次のとおり改正するほか、所要の改正を行いました。
  - (1) 諸経費の増大等に伴い保育士試験の実施に係る手数料の額を改定しました。
  - (2) 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、同法に規定された事務に係る手数料の額を定めました。
- 2 この条例は、平成16年4月1日(1(2)については、平成16年7月1日)から施行します。

## ◇長野県福祉中学校条例の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 福祉中学校の授業料の額を改定するとともに、諏訪市内の保育所の保育料との均衡を考慮して、保育実習室保育料の額を改定しました。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

## ◇長野県婦人相談所条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 長野県婦人相談所の名称を長野県女性相談センターに改めることとしました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県衛生公害研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 水質検査項目の変更及び諸経費の増減に伴い、試験検査手数料の額を改定しました。
  - 2 長野県衛生公害研究所の組織改正に伴い、条例の名称を「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例」に改めました。
  - 3 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 看護専門学校の授業料の額を改定しました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 公衆衛生専門学校の授業料の額を改定しました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県看護大学条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 長野県看護大学大学院において論文博士制度を導入することに伴い、学位論文審査料の額を定めました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県立病院条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 県内自治体病院との均衡を考慮し、文書料及び死体検案料の額を改定しました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県総合健康センター条例を廃止する条例(条例第14号)

- 1 長野県総合健康センターは、設置から20年余が経過し、民間医療機関等における人間ドックの充実がなされてきていることから、健診機関としてのセンターを県が設置運営する必要性が低下したため、平成16年3月をもって廃止することとしました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇食品衛生に関する条例等の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴い、次の条例の中で引用している条項について所要の改正を行いました。
    - (1) 食品衛生に関する条例
    - (2) 長野県豆腐製造衛生師登録条例
    - (3) 食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

## ◇長野県乗鞍レクリエーションセンター条例を廃止する条例(条例第16号)

- 1 乗鞍レクリエーションセンターは、設置後20年以上が経過し、県としての地域振興に係る役割を果たしたものと考えられるため、平成16年3月をもって廃止することとしました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 試験検査項目の追加に伴い、試験手数料の額を改定しました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
-

## ◇技術専門校条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 技術専門校の授業料の額を改定しました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 県外の職業能力開発短期大学校との均衡を考慮し、工科短期大学校の授業料の額を改定しました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県農業大学校条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 農業大学校の授業料の額を改定しました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県林業大学校条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 林業大学校の授業料の額を改定しました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 都市計画法及び風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令の一部改正に伴い、次のとおり改正を行うほか、所要の改正を行いました。
    - (1) 条例の規制対象を10ヘクタール以上の風致地区内で行われる一定の行為としました。
    - (2) 風致地区内で実施する際に許可を要する行為及び当該許可の基準を追加しました。
  - 2 この条例は、平成16年5月18日から施行します。
- 

## ◇都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(条例第23号)

- 1 都市計画法の一部改正により、開発許可の基準を地域の实情に応じて定めることが可能になったことに伴い、地域の居住環境の保全と宅地の安全性の確保等を図るため、次のとおり条例を制定しました。
    - (1) 市街化調整区域の立地基準を定めました。
    - (2) 宅地として備えるべき技術基準を定めました。
    - (3) 良好な住居等の環境形成又は保持のための敷地面積の最低限度に関する制限を定めました。
  - 2 この条例は、平成16年7月1日から施行します。
- 

## ◇長野県収入証紙条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 利便性の向上を図るため、証紙によって徴収している手数料の一部について、直接現金によっても納付できることとしました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県ガス供給条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 ガス事業法の一部改正に伴い、託送供給を行うため所要の改正を行いました。
  - 2 消費税法の一部改正に伴い、ガス料金等について総額表示を行うこととしました。
  - 3 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 人事委員会勧告に基づき、全給料表の全給料月額を引き下げるほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 

## ◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第27号)

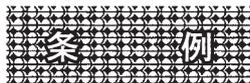
- 1 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用している法律の名称等について所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。
-

## ◇長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 警察法施行令の一部改正により基準となる定員が変更されることに伴い、警察官の定数を3,259人(現行3,179人)に改正するほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

## ◇長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 人事委員会勧告に基づき、全給料表の全給料月額を引き下げました。
- 2 この条例は、平成16年4月1日から施行します。



長野県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

## 長野県条例第1号

長野県職員定数条例の一部を改正する条例

長野県職員定数条例(昭和24年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「、育児休業をしている職員並びに」に改める。

第2条第2項中「1,150人」を「1,200人」に改める。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

行政システム改革チーム

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

## 長野県条例第2号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の32の項中「、サル」を削り、同表の41の項中「第31条の2第2項第11号のハ」を「第31条の2第2項第12号のハ」に、「第31条の2第2項第12号のニ」を「第31条の2第2項第13号のニ」に、「第62条の3第4項第11号のハ」を「第62条の3第4項第12号のハ」に、「第62条の3第4項第12号のニ」を「第62条の3第4項第13号のニ」に改める。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表の41の項の改正規定は、公布の日から施行する。

行政システム改革チーム

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

## 長野県条例第3号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第21条第1項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

人事活性化チーム

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年 3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 長野県条例第 4 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「1 万4,000円」を「1 万3,500円」に改める。

第19条第 1 項中「の月額」を「の額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 前条第 1 号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として人事委員会が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。以下この章において同じ。）につき、人事委員会が定める基準により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第 3 号において「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 5 万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5 万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 5 万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

第19条第 1 項第 2 号中「職員及び」を削り、「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「1 箇月」を「支給単位期間」に改め、同号の表を次のように改める。

自動車等を使用する距離	額
片道 2 キロメートル未満	2,440円
片道 2 キロメートル以上10キロメートル未満	2,440円に 2 キロメートルを超える距離が 1 キロメートル増すごとに 610円を加えた額
片道 10キロメートル以上25キロメートル未満	7,320円に 10キロメートルを超える距離が 1 キロメートル増すごとに 540円を加えた額
片道 25キロメートル以上40キロメートル未満	1 万5,420円に 25キロメートルを超える距離が 1 キロメートル増すごとに 490円を加えた額
片道 40キロメートル以上60キロメートル未満	2 万2,770円に 40キロメートルを超える距離が 1 キロメートル増すごとに 450円を加えた額
片道 60キロメートル以上70キロメートル未満	3 万1,770円に 60キロメートルを超える距離が 1 キロメートル増すごとに 410円を加えた額
片道 70キロメートル以上	35,870円

第19条第 1 項第 3 号中「の規定に準じて算出した額の合計額（その額が 5 万4,700円）」を「に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 5 万5,000円）」に、「5 万4,700円）」を「、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」に、「の規定に準じて算出した額（その額が前号の規定に準じて算出した）」を「に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額）が前号に定める）」に、「の規定に準じて算出した額）」を「に定める額）」に改め、同条第 2 項中「交通機関等」の次に「(以下この項において「新幹線鉄道等」という。）」を加え、「月額」を「額」に、「人事委員会が定めるところにより算出したその者の 1 箇月の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額（その額が 3 万円を超えるときは、3 万円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 3 万円を超えるときは、支給単位期間につき、3 万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 3 万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第19条第 3 項中「月額」を「額」に改める。

第20条第 3 項中「月額」を「額」に改める。

第21条第 1 項中「但し」を「ただし」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第 2 項中「月額」を「額」に、「前項但し書」を「前項ただし書」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会が定める通勤手当にあつては、人事委員会が定める期間）に係る最初の月の人事委員会が定める日に支給する。

第21条の2及び第21条の3を次のように改める。

第21条の2 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会が定める額を返納させるものとする。

第21条の3 前3条に定めるもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第34条第1項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の135」を「100分の120」に、「100分の125」を「100分の140」に改め、同条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の145」とあり、及び「100分の135」を「100分の160」に、「100分の75」を「100分の85」に、「100分の125」を「100分の120」に改める。

第43条の3第1項中「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1)(第6条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額										
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	134,400	170,700	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	3	138,800	177,400	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	4	143,300	184,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	5	148,500	190,200	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	6	154,300	195,500	209,200	249,200	269,300	290,400	311,900	333,600	376,000	416,700	472,700
	7	160,200	200,700	211,100	252,500	274,400	297,400	320,600	344,000	389,000	428,700	486,700
	8	166,500	205,800	221,100	260,900	283,000	306,300	330,000	354,000	400,500	440,500	500,500
	9	171,100	210,700	229,000	269,300	292,400	316,000	340,000	364,300	412,100	451,700	514,400
	10	174,600	215,100	229,000	269,300	292,400	316,000	340,000	364,300	412,100	451,700	514,400
	11	177,600	219,500	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	12	180,300	223,700	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	13	182,800	228,000	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	14	184,800	231,200	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	15	186,800	234,100	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	16	188,400	237,200	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	17		240,100	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	18		243,000	276,500	324,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	19		244,800	276,500	324,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	20			281,000	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	21			281,000	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	22			285,000	334,000	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	23			285,000	334,000	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	24			287,700	340,900	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	25			287,700	340,900	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	26			288,700	340,900	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	27			291,900	344,000	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	28			291,900	344,000	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	29			294,200	346,300	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	30			294,200	346,300	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	31			296,100	348,500	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	32			296,100	348,500	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

## 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,100	296,700	340,400
	2	134,500	183,500	268,300	310,500	352,500
	3	138,900	193,300	281,700	324,300	364,800
	4	144,000	202,400	294,900	338,200	377,100
	5	150,300	211,500	308,300	348,900	389,000
	6	157,800	221,000	322,000	358,700	401,600
	7	166,300	232,500	335,600	368,300	414,400
	8	175,300	243,800	345,600	377,900	427,900
	9	183,600	255,100	354,900	387,200	441,100
	10	190,900	264,900	363,400	396,300	454,100
再任 用職 員以 外の 職員	11	198,300	275,100	371,000	405,200	467,000
	12	206,000	285,000	377,800	413,900	479,400
	13	213,700	292,200	384,200	422,400	491,600
	14	221,500	298,900	390,300	430,700	503,300
	15	229,700	305,600	396,300	438,300	514,800
	16	238,000	312,200	402,200	445,800	526,100
	17	244,300	318,800	407,300	453,200	537,700
	18	250,400	325,500	411,600	460,500	548,100
	19	256,500	331,900	416,000	467,000	555,900
	20	262,400	338,200	420,000	473,700	562,800
	21	267,800	344,500	423,900	478,700	568,700
	22	273,100	349,300	427,700	483,200	573,900
	23	278,200	353,400	431,500	487,000	577,900
	24	283,200	356,200	434,900		
	25	287,900	359,000	438,200		
	26	291,700	361,800			
	27	295,300	364,600			
	28	298,200	367,400			
	29	300,600	370,100			
	30	302,600				
	31	304,700				
	32	306,600				
再任 用職 員		217,600	263,400	297,500	340,400	396,000

(備考) この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(別表第3)(第6条関係)

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	295,800	347,000	425,700
	2	235,900	311,900	363,600	438,500
	3	245,800	328,200	380,300	450,500
	4	261,000	344,600	396,900	462,300
	5	276,900	361,000	409,400	473,600
	6	292,700	377,500	422,200	484,900
	7	307,600	394,100	434,700	495,600
	8	323,100	406,600	446,700	506,000
	9	337,800	418,000	458,200	516,100
再任	10	350,700	428,600	469,000	525,700
用職	11	363,400	438,100	479,800	535,400
員以	12	375,800	447,200	490,100	544,300
外の	13	385,000	456,100	499,800	552,900
職員	14	393,800	464,800	509,500	561,500
	15	401,000	473,500	517,800	569,800
	16	405,700	482,000	526,200	578,200
	17	410,200	488,000	534,600	586,000
	18	412,700	492,900	541,200	592,500
	19		497,000	547,700	597,700
	20		500,300	552,400	602,300
	21		503,800	557,000	
	22		507,300	561,600	
	23		510,700	565,700	
	24		514,100	569,800	
再任 用職 員		294,700	346,500	397,800	465,300

(備考) この表は、医師又は歯科医師である職員で人事委員会の定めるものに適用する。

## イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 —	円 —	円 205,400	円 228,600	円 265,200	円 306,800	円 342,100
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900	
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500	
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100	
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100		
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500		
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900		
	24		295,700	354,400	378,000			
	25		297,500	356,700	380,400			
	26		299,200	358,700	382,900			
	27		301,100	360,800	385,500			
	28		302,800	362,900				
	29			365,100				
	30			367,300				
再任 用職 員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300

(備考) この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、衛生検査技師等で人事委員会の定めるものに適用する。